

別表(第3条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
小売店等持続化支援事業	① 一般枠 開店に要する経費 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃及び広告宣伝費	補助対象経費の1/2以内	2,000千円 (ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限とする。)
	② 特別枠 ア 開店に要する経費 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃及び広告宣伝費 イ 特定創業支援等事業の受講等に必要な経費 受講料及び旅費 ウ 特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費 備品購入費、備品リース料及び広告宣伝費	補助対象経費の1/2以内	2,400千円 (ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限とする。) ※一般枠の交付決定を受けた者が特別枠の交付申請をする場合は、一般枠の交付決定額と合わせて2,400千円を上限とする。
買い物不便対策事業	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃及び広告宣伝費 ※1中小企業者以外の会社が開店計画を有する場合は、改修費、建築費、建物取得費、備品購入費及び備品リース料のみを対象経費とする。 ※2改修・備品購入の計画を有する場合は、改修費、物品購入費及び備品リース料のみを対象経費とする。	補助対象経費の2/3以内	10,000千円 (ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限とする。)
移動販売・宅配支援事業	① 移動販売又は宅配に必要な車両及び備品の購入費(200千円以上のものに限る。)、備品リース料(200千円以上のものに限る。)、広告宣伝費(車両、備品の購入費及び備品リース料を申請する場合に限る。) ② 移動販売又は宅配の運営に要する燃料費、車検費用、修理費及び備品購入費(200千円未満)、備品リース料(200千円未満)。ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。 ③ 軽減税率、在庫管理及び売上分析に対応が可能なPOSシステム等レジ関連機器の購入又はリースに係る経費	① 補助対象経費の2/3以内(NPOは1/3以内) ② 次の金額以内とする。 1年目100千円／1台 2年目80千円／1台 3年目60千円／1台 (NPOは 1年目50千円／1台 2年目40千円／1台 3年目30千円／1台) ③ 補助対象経費の2/3以内(NPOは1/3以内)	① 1台あたり2,000千円 ② 定額(左記参照。ただし、3年を上限とする。) ③ 1台あたり200千円
商業環境整備事業	施設設備の設置、取得及び整備に要する経費 ただし、土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、及び中小企業者又は個人単独の所有となる場合は補助対象外とする。	補助対象経費の1/2以内	10,000千円
地域流通拠点整備事業	施設整備の設置・取得・整備に要する経費 ただし、土地の取得、使用、造成及び保証に要する経費は、補助対象外とする。	補助対象経費の1/2以内	3,000千円